

# 労働移動支援助成金 (再就職支援奨励金) のご案内

労働移動支援助成金(再就職支援奨励金)は、再就職援助計画の対象となった従業員に対する再就職支援を職業紹介事業者に委託したり、求職活動のための休暇を付与する事業主に助成するものです。

(注)以下の助成内容は平成26年3月1日以降に再就職援助計画を提出した事業主が対象となります。

## 助成金の内容

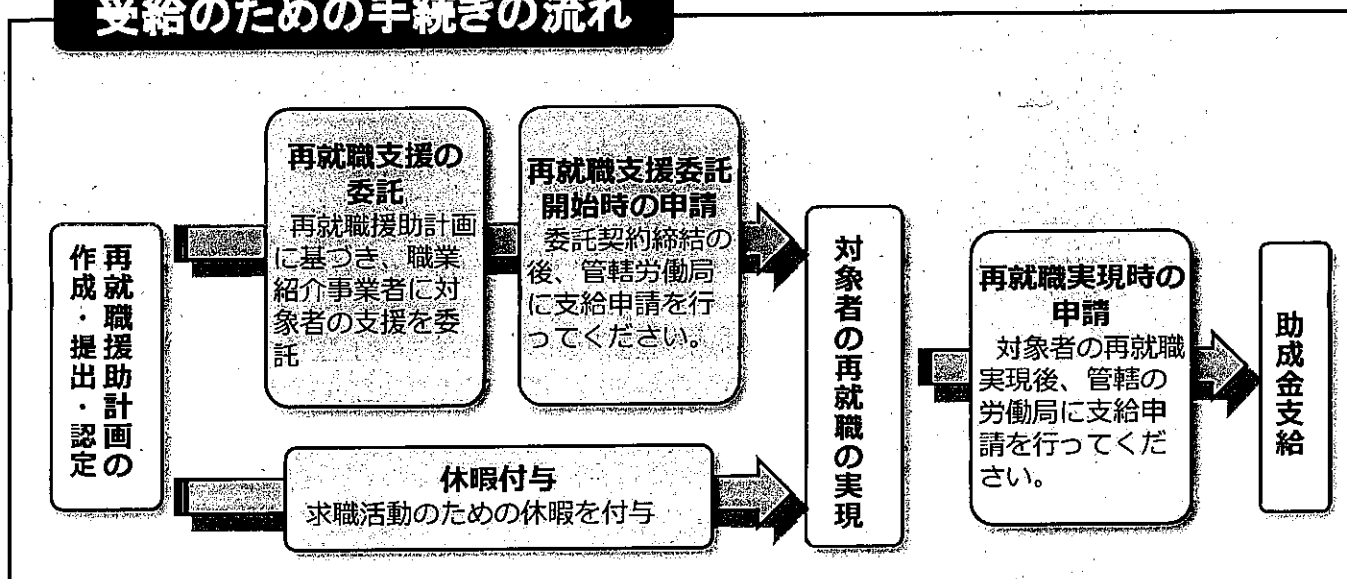
- (1) 再就職の支援を職業紹介事業者に委託する場合  
申請時期に応じて以下の金額が支給されます。

	中小企業事業主以外 【45歳以上の対象者】	中小企業事業主 【45歳以上の対象者】
再就職支援委託時	10万円	
再就職実現時(※)	(委託費用－訓練加算の額－ グループワーク加算の額)× 1/2【2/3】－10万円	(委託費用－訓練加算の額－ グループワーク加算の額)× 2/3【4/5】－10万円
	再就職支援の一部として訓練やグループワークの実施を委託した場合 <訓練> 月6万円(上限3か月分)を加算 <グループワーク> 3回以上で1万円を加算	

- (2) 求職活動のための休暇を付与する場合  
再就職実現時(※)に、当該休暇1日当たり4,000円(中小企業事業主については7,000円)を助成(90日分が上限)します。

※ 再就職実現申請分は、離職から6か月以内【45歳以上は9か月以内】に再就職を実現した対象者分について助成します。

## 受給のための手続きの流れ



※ 実際に助成金を受給するためには、再就職援助計画の作成ほかにも要件があります。詳しくは岐阜労働局・お近くのハローワークにお問い合わせください。

# 労働移動支援助成金 (受入れ人材育成支援助成金) のご案内

- ◆ ①再就職援助計画等の対象となった労働者の雇入れ、又は②移籍による労働者の受入れ、又は③在籍出向から移籍への切り換えによる労働者の受入れを行い、それらの労働者に対して訓練(Off-JTのみ、またはOff-JT及びOJT)を行った事業主に対して助成します。

<b>1 Off-JT</b>	
賃金助成	支給対象者 1人 1時間あたり800円 (※1)
経費助成	実費相当額 (※2) 上限30万円
<b>2 OJT</b>	
実施助成	支給対象者 1人 1時間あたり700円 (※3)

- 1年度1事業所あたり5,000万円を上限とします。
- (※1) 1人当たり1,200時間を上限とします。
- (※2) 事業主が負担したOff-JT経費のうち次の経費が対象となります。
- (※3) 1人当たり680時間を上限とします。

## 支給までの流れ

**1. 対象労働者の雇入れ、受入れ**

**2. 「職業訓練計画」の作成、職業能力開発推進者の選任**

**3. 受給資格認定申請**

受給資格認定申請書を管轄の労働局に提出し、認定を受ける  
※職業訓練計画開始の日の前日から起算して1か月前までに申請する

**4. 訓練開始**

**5. 訓練実施**

職業訓練計画に基づき訓練開始する  
※1. 対象労働者の雇入れ等から1年以内であること  
※3. 受給資格認定申請日から6か月以内であること

**6. 訓練終了**

職業訓練計画期間は1年以内とすること

**7. 支給申請**

職業訓練計画期間の終了した日の翌日から起算して2か月以内に申請書その他書類を添えて申請する

**8. 助成金支給**

※ 実際に助成金を受給するためには、このほかにも要件があります。  
詳しくは岐阜労働局・お近くのハローワークにお問い合わせください。